

デジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート補助金

デジタルツールを活用した県産品の販路拡大を図るため、県産品を製造・加工する県内事業者が実施するデジタル化・オンライン化に対応した販売力・商談力強化の取組等を支援します。

なお、本補助金の申請にあたっては、事前に（公社）宮崎県物産貿易振興センターが実施する「オンライン商談会等のための研修会」を受講していただく必要があります。

1 令和3年度予算

10,000千円

2 補助対象者

（公社）宮崎県物産貿易振興センターが実施する「オンライン商談会等のための研修会」を受講し、県内に主たる事業所を有した県産品（食品・工芸品等）の製造・加工を主たる業務として行う者。

3 補助対象事業

県産品を製造・加工する県内事業者が実施するデジタル化・オンライン化に対応した販売力・商談力強化を図る新たな取組のうち、次の事業を対象とする。また、（1）から（3）の複数事業の組み合わせも可とする。

- （1）販路回復・拡大につながる取組
- （2）商品改良・磨き上げにつながる取組
- （3）人材育成につながる取組

【補助対象となり得る取組事例】

- （1）販路回復・拡大につながる取組
 - ア オンライン商談会・展示会への参加
 - イ ECモールへの出店、自社ECの新規立ち上げ・改修
 - ウ オンライン商談会・展示会のための販促用PR動画等の作成
 - エ WEBを利用した商談やテストマーケティング
- （2）商品改良・磨き上げにつながる取組
 - ア オンライン商談会等のためのパッケージデザインの更新などによる磨き上げ
 - イ 商品に付加価値を付けるためのこだわりやストーリーづくり
- （3）人材育成につながる取組
 - ア オンライン商談会等で商談力・販売力強化するための研修会参加、講師派遣
 - イ デジタルコンテンツ作成や商品撮影手法を学ぶための研修会参加、講師派遣
 - ウ 自社独自の研修コンテンツ作成のための研修資料購入

4 補助対象経費

上記事業実施に係るオンライン商談会等出展料、受講料、使用料及び賃借料、謝金、旅費（交通費、宿泊費）、特別旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（広告宣伝費、通信運搬費）、委託料、その他知事が必要と認める経費

〔補助対象外経費〕

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ③ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ④ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- ⑤ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く）
- ⑥ 直接経費と区分できないコピー代、事務用品等の消耗品代
- ⑦ 雑誌・新聞購読料、団体等の会費
- ⑧ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ⑨ 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

5 補助率等

- 補助率：対象事業費の1／2以内
- 補助上限額：1者あたり500千円とする。
- 補助対象企業数：20者程度（予定）

6 申請に必要な書類

補助金等交付申請書

（添付書類）

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 納税証明書
- ④ 特別徴収実施確認・開始誓約書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 課税事業者届出書
- ⑦ 研修会受講証明書
- ⑧ 定款・登記事項証明書
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

7 申請書類の提出先及び提出期限

（提出先）〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館2階

オールみやざき営業課 吉浦 宛

（提出期限）令和3年9月30日（木）17時

8 問合せ先

宮崎県オールみやざき営業課 吉浦

TEL 0985-26-7591